

受 験 番 号					

氏 名	

2016 (平成28) 年度放送大学
大学院修士課程
文化科学研究科 文化科学専攻

社会経営科学プログラム

筆 記 試 験 問 題

試 験 日：2015 (平成27) 年10月4日 (日)

試験時間：9時30分～11時30分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子は開かないでください。
2. 解答には、HB又はBの黒鉛筆かシャープペンシルを使用してください。
3. 配付されるものは「問題冊子1冊」及び「解答用紙4枚」です。追加配付はしません。
4. 試験開始の合図の後、問題冊子を確認してください。
問題冊子は、表紙、白紙、問題（7頁）、下書き用紙（4枚）の順に綴じられており、合わせて13枚です。
冊子を綴じているホッチキス針をはずしたり、中身を破り取ったりしてはいけません。
問題冊子または解答用紙に落丁・過不足のある場合、あるいは印刷が不鮮明な場合には、手を挙げて試験監督員の指示に従ってください。
5. 問題冊子の所定欄に、受験番号及び氏名を記入してください。
6. 解答用紙は「大問題（問題冊子に第1問、第2問…と表示されています。）」ごとに使用し、解答用紙の所定欄に、受験番号、氏名、プログラム名並びに「大問題」番号及び「大問題」ごとに何枚目であるかを解答用紙別に必ず記入してください。
7. 問題冊子及び解答用紙を持ち帰ってはいけません。
8. 問題冊子は試験終了後に回収します。問題冊子に解答を記入しても採点の対象にはなりませんので、必ず解答用紙に解答を記入してください。
9. 試験時間は2時間です。試験開始後40分を経過した後は、問題冊子及び解答用紙を試験監督員に提出した上で、退室してもかまいません。ただし、試験終了5分前以降は退室できません。

社会経営科学プログラム 筆記試験問題

第1問と第2問の両方に解答しなさい。なお、第1問と第2問の解答にはそれぞれ別の解答用紙を使用し、解答用紙の所定欄に問題番号を記入すること。

第1問 以下の英文のすべてを和訳しなさい。(1600字以内)

In the general elections held on the 23rd of June the Labor Party increased its number of seats in the Knesset, the Israeli Parliament, by seven, from thirty-eight to forty-five, while its rival the Likud Party lost six seats and now hold only thirty-two. This means the end of the Likud domination of Israeli politics that has existed since 1977. The Labor Party under the leadership of Yitzhak Rabin will form a coalition government with smaller parties to replace the coalition led by Likud. No party has ever gained an absolute majority in the one hundred-twenty seat Knesset, and coalition-forming is the rule of the game in this country. Rabin has six weeks in which to form his.

The election result is significant because, among other things, this was the first election result since the Palestine Liberation Organization (PLO) has changed its position in the 1980s. This change was from total rejection of the State of Israel's right to exist to a position of recognition. The PLO calls for the establishment of a Palestinian state in the occupied territories of the West Bank of the River Jordan and the Gaza Strip that were occupied by Israel during the 1967 Arab-Israeli War. Rabin's position on the territories gives hope for a revival of the flagging Middle East Peace Negotiations started last October in Madrid.

In order to understand this optimism, one first has to understand the attitude of the outgoing Likud government, which categorically refused to give up any part of these territories. Likud supporters regard these not as occupied territories but as the "liberated" territories of Judaea and Samaria and Gaza that were promised to the Jews by God in the Bible. Thus, no God-fearing Jews can concede a single part of the territories to the Palestinians, since to do so would be contrary to God's will. This position was a rejection of the internationally supported formula for peace in the Middle East, or "land for peace." According to this, Israel must hand over part or all of the territories to the Palestinians, and the Arab neighbors will then sign a peace treaty with Israel. But the Likud government wanted both the land and peace. Therefore, no concrete progress was achieved in the negotiations.

So, what is Rabin's position? Well, he argues that Israel can safely withdraw from the parts of the occupied territories in which the Palestinians are concentrated while retaining strategic points that are necessary for the defense of Israel. His position is based on strategic argument rather than on the will of God, and it opens the door to a compromise with the Palestinians. During the quarter of a century since June 1967, the only decision the Israeli public ever made on the subject of the West Bank and the Gaza Strip was not to decide. But this time the Israelis have given Rabin a mandate to withdraw from some parts of the territories in exchange for peace. It is ironical to reflect that 25 years ago, Rabin as Chief of Staff of the Israeli armed forces, masterminded the Israel's blitzkrieg against the Arabs which resulted in Israel's occupation of these territories now under discussion. If a compromise between the Palestinians and the Israelis is reached, it will be the result of Rabin's decision to withdraw from part of the territories that the Israeli soldiers conquered under his own command.

(出典：高橋和夫 未公刊エッセイ)

第2問 以下に列挙する①～⑧の分野のうち、あなたの研究題目に最も近いと考えられる分野を1つ選んで、その問題に解答しなさい。なお、選択した設問の番号と分野名を、解答用紙の冒頭に明記すること。

① [政治学分野]

次の(1)、(2)から1つ選び、解答しなさい。(800字以内)

- (1) 憲法改正の政治史的意味について論じなさい。
- (2) 戦争と民主主義の関係について論じなさい。

② [法学分野]

次の(1)、(2)、(3)から1つ選び、解答しなさい。(1000字以内)

(1)

罪刑法定主義について説明しなさい。

(2)

わが国では、権利主張をすることは必ずしも容易ではなく、「クレーマー」とみなされることさえある。どうしたら権利主張が適切になされるようになるか、について自分の考えを述べなさい。

(3)

Y学園が経営する高校に在学中であったXは、学校に無断で普通自動車運転免許を取得し、その罰としての早朝登校期間中に同校の校則に違反してパーマをかけたこと等を理由として同校から自主退学するよう勧告された。X及びその父親が上記勧告に従い退学願を同校に提出し、受理された結果、Xは同校の生徒の地位を失った。Xは上記勧告が違法かつ無効である等と主張して、Yに対し、卒業認定及び卒業証書の授与の請求、同高校の生徒の地位を有することの確認等を請求した。この事案につき、次のような判断が示された。この判断の問題点について論じなさい。(学校法人修徳学園事件・最一小判平成8.7.18)

「所論は、修徳高校女子部の、普通自動車運転免許の取得を制限し、パーマをかけることを禁止する旨の校則が憲法一三条、二一条、二二条、二六条に違反すると主張するが、憲法上のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体と個人との関係を規律するものであって、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和四三年(オ)第九三二号同四八年一二月一二日大法院判決・民集二七卷一

一号一五三六頁)の示すところである。したがって、私立学校である修徳高校の本件校則について、それが直接憲法の右基本権保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はない。所論違憲の主張は採用することができない。

私立学校は、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって教育活動を行うことを目的とし、生徒もそのような教育を受けることを希望して入学するものである。原審の適法に確定した事実によれば、(一)修徳高校は、清潔かつ質素で流行を追うことなく華美に流されない態度を保持することを教育方針とし、それを具体化するものの一つとして校則を定めている、(二)修徳高校が、本件校則により、運転免許の取得につき、一定の時期以降で、かつ、学校に届け出た場合にのみ教習の受講及び免許の取得を認めることとしているのは、交通事故から生徒の生命身体を守り、非行化を防止し、もって勉学に専念する時間を確保するためである、(三)同様に、パーマをかけることを禁止しているのも、高校生にふさわしい髪型を維持し、非行を防止するためである、というのであるから、本件校則は社会通念上不合理なものとはいえず、生徒に対してその遵守を求める本件校則は、民法一条、九〇条に違反するものではない。これと同旨の原審の判断は是認することができる。論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するか、又は原判決を正解しないでこれを論難するものであり、採用することができない。

その余の上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、その過程に所論の違法はない。右事実によれば、(一)修徳高校は、本件校則を定め、学校に無断で運転免許を取得した者に対しては退学勧告をすることを定めていた、(二)上告人の入学に際し、上告人もその父親も本件校則を承知していたが、上告人は、学校に無断で普通自動車の運転免許を取得し、そのことが学校に発覚した際も顕著な反省を示さなかった、(三)しかし、学校は、上告人が三年生であることを特に考慮して今回に限り上告人を嚴重注意に付することとし、上告人に対し本来であれば退学勧告であるが今回に限り嚴重注意としたことを告げ、さらに、校長が自ら上告人と父親に直々に注意し、今後違反行為があつたら学校に置いておけなくなる旨を告げ、二度と違反しないように上告人に誓わせた、(四)上告人は、それにもかかわらず、その後間もなく本件校則に違反してパーマをかけ、そのことが発覚した際にも、右事実を隠ぺいしようとしたり、学校の教諭らに対して侮辱的な言辞をろうしたりする等反省がないとみられても仕方のない態度をとった、(五)上告人は、本件校則違反前にも種々の問題行動を繰り返していたばかりでなく、平素の修学態度、言動その他の行状についても遺憾の点が少なくなかった、というのである。これらの上告人の校則違反の態様、反省の状況、平素の行状、従前の学校の指導及

び措置並びに本件自主退学勧告に至る経過等を勧案すると、本件自主退学勧告に所論の違法があるとはいえない。」

③ [国際関係分野]

次の(1)、(2)から1つを選び、解答しなさい。(800字以内)

(1) シンガポールの成功から日本が学べるものは何だろうか。学べないものは何だろうか。

(2) 2010年代の国際政治の特徴は何だろうか。

④ [環境分野]

平成26年7月、中央環境審議会より「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築～環境・生命文明社会の創造～」という意見具申が提出された。そこでは、環境と生命・暮らしを第一義とする文明論的認識の下、真に持続可能な循環共生型社会の実現を目指すため、次の6つの「基本戦略」を掲げている。

(a) マクロ経済（環境と経済の好循環の実現）

潤沢な国内資金を投入して巨大な低炭素市場等の環境分野への投資を促進し、また、環境付加価値に対する消費を一層喚起する。化石燃料の輸入削減、自然資源を活用した海外観光客の誘致等で国際収支を改善する。

(b) 地域活性化（地域経済循環の拡大）

地域内の経済（資金）循環の拡大を目指し、自立・分散型エネルギーの導入による地域内総生産の1割弱を占めるエネルギーの移入額の削減と再生可能エネルギーの移出、市街地のコンパクト化等による魅力的な生活・交流空間の実現を通じた地域内消費の喚起等を図る。

(c) 健康で心豊かな暮らし

森・里・川・海の連関や健全な水循環等を再生するとともに、自然の再生にも資する低炭素化や環境リスク低減の取組、生態系サービスの価値を踏まえた新たな地域間・主体間の連携の仕組みづくり、コミュニティの再生等を通じて、自然の恵みを生かした健康で心豊かなライフスタイル・暮らしの実現を図る。

(d) 国土価値の向上

人口減少・高齢化やインフラ老朽化等の問題を抱え、国土の在り方を根本から見直す時期に当たって、土地利用施策等と連携した気候変動の緩和策・適応

策、里地・里山保全等を通じた無居住地化対策と国土多様性の維持などの環境空間施策によって国土の価値向上を図る。

(e) 技術（環境技術の国内外への展開）（略）

(f) 外交（環境外交で世界をリード）（略）

上記の (a) から (d) の基本戦略から一つを選び、次の設問に答えよ。

(800字以内)

(1) その基本戦略に密接に関連する具体的な環境問題を一つ挙げよ。

(2) その環境問題を解決するためには、どのような行動が必要か。

(3) その行動を実現するためには、どのような研究・技術開発課題が想定されるか。

⑤ [都市・建築の環境設計分野]

今日の地球環境時代、持続可能な社会の構築のために、環境共生建築が注目されている。環境共生建築に求められる基本的な要件としては、

(a) 地球環境への負荷の低減

(b) 周辺環境との共生

(c) 生活環境における健康・快適性

などがあげられている。

(1) これらの基本的な要件について概説せよ。(500字以内)

(2) さらに、これらの基本的な要件を実現していると思われる、環境共生建築の具体例をとりあげて（街、建築、または設備のレベルまで含めて）概説せよ。(300字以内)

⑥ [経済学分野]

近年、日本企業の「雇用システム」が変化してきているという指摘がある。これについての現状と考え方について、思うところを記しなさい。(800字以内)

⑦ [社会・コミュニティ分野]

次の(1)、(2)から1つ選び、解答しなさい。

(1) 1990年代以降、家族周期段階にもとづく標準的パターンを描くような家族が日本においても減少してきたと言われています。これについて以下の2つの問いにそれぞれ答えなさい。(a)(b)合わせて800字以内)

(a) 標準的パターンとはどのようなパターンか述べなさい。

(b) 標準的パターンを描く家族の減少とはどのようなことか、述べなさい。

(2) 次に挙げる(a)～(d)の用語について、それぞれ説明しなさい。(a)～(d)合わせて800字以内)

(a) 都市的生活様式

(b) 消費都市

(c) 従属変数

(d) 価値自由

⑧ [経営学分野]

次の(1)～(3)から1つ選び、解答しなさい。

(1) 経済産業省が取り組む「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクトの最終報告では、ROE(自己資本利益率)の目標水準を8%としているが、このような数値設定に至った背景と、数値設定そのものの是非について論じなさい。(800字以内)

(2) 今年の大卒新卒採用(2016年3月に大学を卒業する人たちの採用)の課題について論じなさい。(800字以内)

(3) 以下の2つの問いにそれぞれ答えなさい。(a)(b)合わせて700字から800字程度)

(a) 産業とはなにか、説明しなさい。

(b) 産業政策を一つ取り上げて、名称を書きその産業政策の意義について述べなさい。

以上